

# 第四次地域管理経営計画書（案）

## （子吉川森林計画区）

計画期間

自 平成23年4月 1日

至 平成28年3月31日

東北森林管理局

この地域管理経営計画は、国有林野の管理経営に関する法律（昭和26年法律第246号）第6条の規定に基づき、東北森林管理局長が定める平成23年4月1日から平成28年3月31日までの5年間を計画期間とする子吉川森林計画区に係る国有林野の管理経営に関する計画である。

## 目 次

|   |    |
|---|----|
| はじめに  | 1  |
| I 国有林野の管理経営に関する基本的な事項                         | 2  |
| 1 国有林野の管理経営の基本方針                              | 2  |
| (1) 計画区の概況                                    | 2  |
| (2) 国有林野の管理経営の現況・評価                           | 2  |
| ① 計画区内の国有林野の現況                                | 2  |
| ② 主要事業の実績                                     | 4  |
| ア 伐採量   | 4  |
| イ 更新量   | 4  |
| ウ 保育量   | 4  |
| エ 林道の改良及び普及                                   | 5  |
| オ 保護林・緑の回廊                                    | 5  |
| (3) 持続可能な森林経営の実施方向                            | 6  |
| ① 生物多様性の保全                                    | 6  |
| ② 森林生態系の生産力の維持                                | 6  |
| ③ 森林生態系の健全性と活力の維持                             | 6  |
| ④ 土壌及び水資源の保全と維持等                              | 6  |
| ⑤ 地球的炭素循環への森林の寄与の維持                           | 7  |
| ⑥ 社会の要望を満たす長期的・多面的な<br>社会・経済的便益の維持及び増進        | 7  |
| ⑦ 森林の保全と持続可能な経営のための<br>法的、制度的及び経済的枠組          | 7  |
| (4) 政策課題への対応                                  | 7  |
| 2 機能類型に応じた管理経営に関する事項                          | 9  |
| (1) 機能類型ごとの管理経営の方向                            | 9  |
| ① 水土保持林における管理経営の指針と<br>その他水土保持林に関する事項         | 9  |
| ア 国土保全タイプ                                     | 9  |
| イ 水源かん養タイプ                                    | 9  |
| ② 森林と人との共生林における管理経営の指針と<br>その他森林と人との共生林に関する事項 | 10 |
| ア 自然維持タイプ                                     | 10 |
| イ 森林空間利用タイプ                                   | 10 |
| ③ 資源の循環利用林における管理経営の指針と<br>その他資源の循環利用林に関する事項   | 11 |
| (2) 地域ごとの機能類型の方向                              | 11 |
| ① 本荘地区 ( 1-I ~18, 21~27, 29~59, 71~73 林班)     | 11 |
| ② 象潟地区 ( 60~70 林班)                            | 12 |
| ③ 矢島地区 ( 1034~1075, 1077, 1078 林班)            | 12 |
| ④ 笹子地区 ( 1001~1033 林班)                        | 12 |
| 3 流域管理システムの推進に必要な事項                           | 12 |
| ① 流域ニーズの的確な把握                                 | 12 |
| ② 国有林の情報、技術、フィールドの提供                          | 13 |
| ③ 民有林・国有林一体となった取組                             | 13 |

|     |                          |    |
|-----|--------------------------|----|
| ④   | 林業事業体の育成                 | 13 |
| ⑤   | 下流域との連携                  | 13 |
| 4   | 主要事業の実施に関する事項            | 14 |
| ①   | 伐採総量                     | 14 |
| ②   | 更新総量                     | 14 |
| ③   | 保育総量                     | 14 |
| ④   | 林道の開設及び改良の総量             | 14 |
| 5   | その他必要な事項                 | 15 |
| ①   | 地球温暖化防止対策の推進             | 15 |
| ②   | 生物多様性の保全                 | 15 |
| II  | 国有林野の維持及び保存に関する事項        | 15 |
| 1   | 巡視に関する事項                 | 15 |
| (1) | 山火事防止等の森林保全巡視            | 15 |
| (2) | 境界の保全管理                  | 15 |
| 2   | 森林病虫害の駆除又はそのまん延の防止に関する事項 | 16 |
| 3   | 特に保護を図るべき森林に関する事項        | 16 |
| (1) | 保護林                      | 16 |
| (2) | 緑の回廊                     | 16 |
| 4   | その他必要な事項                 | 17 |
| (1) | 水辺の整備                    | 17 |
| (2) | 希少な野生動植物の保護              | 17 |
| (3) | 野生動物との共生及び被害対策           | 17 |
| (4) | その他                      | 17 |
| III | 林産物の供給に関する事項             | 17 |
| 1   | 木材の安定的な取引関係の確立に関する事項     | 17 |
| 2   | その他必要な事項                 | 18 |
| IV  | 国有林野の活用に関する事項            | 18 |
| 1   | 国有林野の活用の推進方針             | 18 |
| 2   | 国有林野の活用の具体的手法            | 18 |
| 3   | その他必要な事項                 | 18 |
| V   | 国民の参加による森林の整備に関する事項      | 18 |
| 1   | 国民参加の森林に関する事項            | 18 |
| 2   | 分収林に関する事項                | 19 |
| 3   | その他必要な事項                 | 19 |
| (1) | 森林環境教育の推進                | 19 |
| (2) | 森林の整備・保全等への国民参加          | 20 |
| (3) | 地域住民や関係機関と連携した取組         | 20 |
| (4) | 地域に根ざした自主的な取組の推進         | 20 |
| (5) | 双方向の情報受発信                | 20 |
| VI  | その他国有林野の管理経営に関し必要な事項     | 20 |
| 1   | 林業技術の開発、指導及び普及に関する事項     | 21 |
| 2   | 地域の振興に関する事項              | 21 |
| 3   | その他必要な事項                 | 21 |

## はじめに

国有林野事業は、将来にわたってその使命を十全に果たしていくため、国有林野を名実ともに「国民の森林」とするとの基本的な考え方の下に、平成10年度から抜本的な改革を集中的に推進してきたところであり、管理経営の方針を林産物の供給に重点を置いたものから公益的機能の維持増進を旨とするものに転換し、国有林野の適切かつ効率的な管理経営を進めてきたところである。

森林に対する国民の要請も国土の保全や水源のかん養に加え、地球温暖化の防止、生物多様性の保全、森林環境教育の推進、森林とのふれあいや国民参加の森林づくり等多様化してきており、特に地球温暖化の防止、生物多様性の保全については、国有林の期待が大きくなっている。

こうしたことを踏まえ、今後は、引き続き適切かつ効率的な管理経営に向けた取組を進めるとともに、「国有林野の管理経営に関する基本計画」に従い、林産物の供給や地域振興への寄与にも配慮しつつ、持続可能な森林経営及び開かれた「国民の森林」の実現に向けた取組を推進していくこととする。

また、平成21年12月に「森林・林業再生プラン」が策定され制度的課題及び実践的課題の両面から現行施策の抜本的な見直しが進められるなか、平成22年11月に森林・林業基本政策検討委員会の最終とりまとめが公表された。具体的には、森林計画制度の見直し、森林施業の集約化や路網整備の推進、担い手となる林業事業者や人材の育成、木材の利用拡大などについて、取りまとめられたところである。また、国有林については、民有林との連携による「森林共同施業団地」の設定や木材の安定的供給体制づくり、国有林のフィールドを活用した人材の育成を推進するとされたところであり、これらの取組等を総合的に推進し、森林・林業の再生に向けた施策を積極的に推進することとする。

本計画は、国有林野の管理経営に関する法律第6条の規定に基づいて、東北森林管理局長があらかじめ国民の意見を聴いた上で、管理経営基本計画に即し、森林法で定める国有林の森林整備・保全に関する計画である国有林の地域別の森林計画と調和して、今後5年間の子吉川森林計画区における国有林野の管理経営に関する基本的な事項を定めた計画である。

今後、子吉川森林計画区における国有林野の管理経営は、第三次地域管理経営計画の計画期間終了に伴い、平成23年4月1日を始期として策定した第四次計画に基づき、関係行政機関と連携を図りつつ、関係住民の理解と協力を得ながら適切に行うこととする。

## I 国有林野の管理経営に関する基本的な事項

### 1 国有林野の管理経営の基本方針

#### (1) 計画区の概況

本計画の対象は、秋田県の南西部に位置する子吉川森林計画区内の国有林野 22,920 ha である。

当計画区は、出羽山地の脊梁より日本海側の地域、鳥海山や丁岳等の北側、及びこれらの山麓から日本海沿岸部に至る地域に位置し、ブナなどの広葉樹等が生育する天然林が約 60% を占めている。河川は芋川・石沢川・笹子川等の支流を有する子吉川が貫流し、下流部には由利本荘市街地が位置している。

計画区内の国有林野は主に鳥海山及び子吉川の各支流の源流部等の重要な水源地帯に位置しており、特に鳥海山周辺には水源かん養保安林に指定されている森林が多い。また、水林地区生活環境保全林をはじめとした日本海沿岸のクロマツ海岸林は、飛砂防備保安林に指定され、地域社会を飛砂や強風から守る森林として重要な役割を果たしている。

優れた景観に恵まれた鳥海山は、鳥海国定公園に指定され保健休養の場として多くの人々に利用されている。

これらの地域に所在する森林は、それ自体が炭素の貯蔵庫であり、また、適切な森林整備とこれらを通じて供給される木材の有効活用を図ることが二酸化炭素の吸収・固定や排出抑制につながり、地球温暖化防止にも貢献することとなる。

このような当計画区の特色を活かし、森林に対する国民の要請が、国土の保全や水源のかん養に加え、地球温暖化の防止、生物多様性の保全、森林環境教育の推進、森林とのふれあいや国民参加の森林づくり等の面で期待が高まるなど、公益的機能の発揮に重点を置きつつさらに多様化していることを踏まえ、林産物の供給や地域振興への寄与にも配慮し、開かれた「国民の森林」の実現に向けた取組を推進していくこととする。

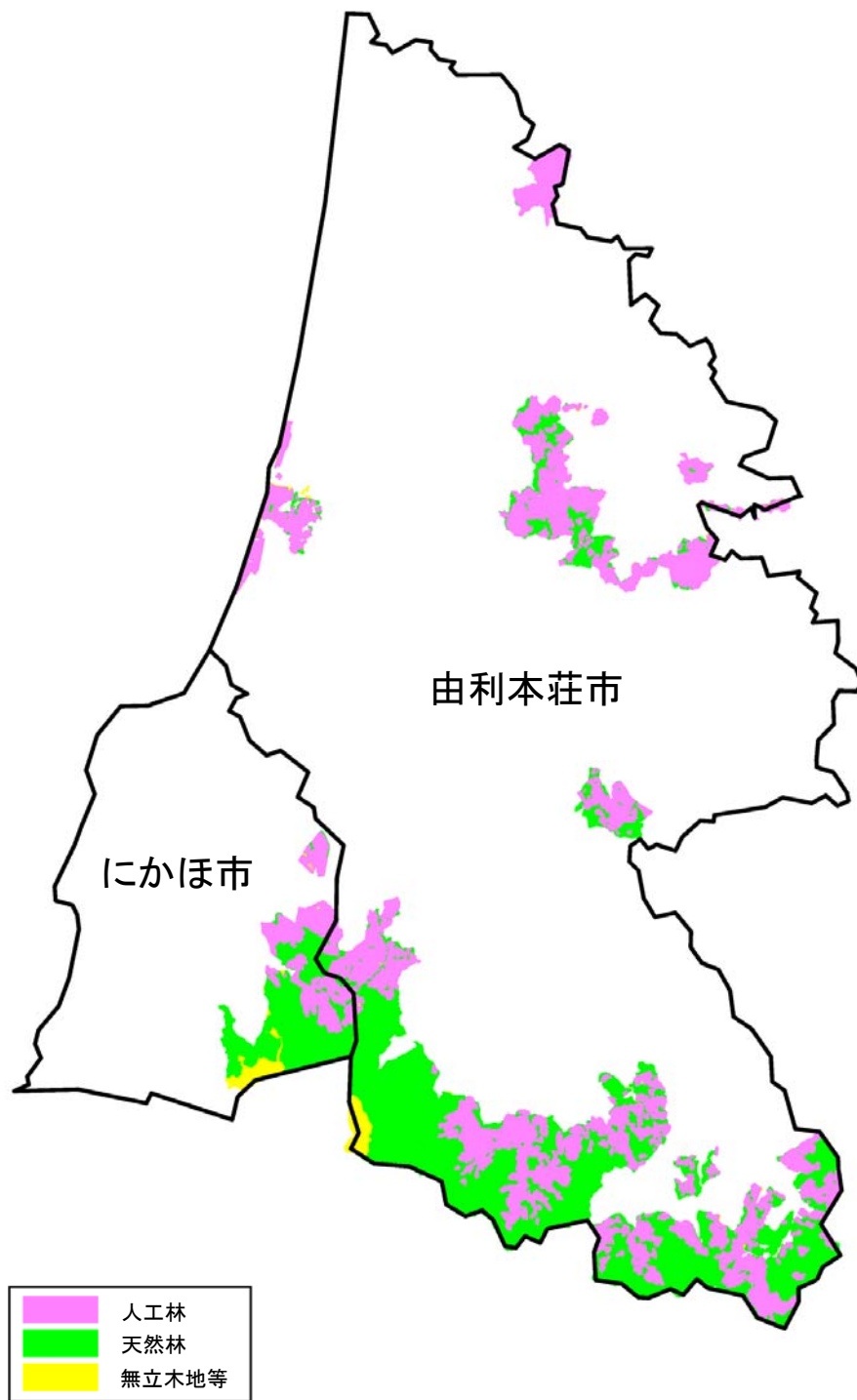
#### (2) 国有林野の管理経営の現況・評価

##### ① 計画区内の国有林野の現況

当計画区の森林の現況（平成 22 年 12 月時点）としては、人工林を中心とする育成林が 8349 ha（育成単層林 7,715 ha、育成複層林 634 ha）、天然生林が 13,346 ha となっており、主な樹種としては針葉樹ではスギ 1,308 千 m<sup>3</sup>、カラマツ 192 千 m<sup>3</sup>、アカマツ 27 千 m<sup>3</sup>、広葉樹ではブナ 829 千 m<sup>3</sup>、ナラ 63 千 m<sup>3</sup> となっている。また別に見ると針葉樹林 8 千 ha、針広混交林 1 千 ha、広葉樹 13 千 ha となっている。

人工林についてみると、齢級構成では間伐対象齢級である 4 齢級から 12 齢級が 8 割強と大半を占める一方、13 齢級以上の高齢級林分は約 1 割となっている。

図－1 人天別分布図



② 主要事業の実績

第3次計画（H18年度～H22年度）における当計画区での計画に対する実績は次のとおりとなっている。

ア 伐採量

主伐の伐採量については、H21年の変更計画により、主伐に伐採量を追加計上した臨時伐採を、地球温暖化対策に資する間伐として実施したことや分収造林の伐期延長による実施箇所の減少などにより、計画を下回る実績となった。

間伐の伐採量については、地球温暖化対策に資するための間伐等の森林整備を積極的に推進したため、計画を上回る実績となった。

（単位：材積 千m<sup>3</sup>）

|     | 計画 |                  | 実績 |                  |
|-----|----|------------------|----|------------------|
|     | 主伐 | 間伐               | 主伐 | 間伐               |
| 伐採量 | 69 | 106<br>(1,991ha) | 28 | 142<br>(2,119ha) |

注1) ( ) は間伐面積である。

注2) 伐採量の実績の数値については、平成18～21年度分は実績数値、平成22年度分は見込み数値である。

イ 更新量

人工造林については、皆伐箇所の新植による確実な更新を実施したが、分収造林の伐期延長に伴う実施箇所の減少などにより、計画を下回る実績となった。

天然更新については、概ね計画どおりの実績となった。

（単位：面積ha）

|     | 計画   |      | 実績   |      |
|-----|------|------|------|------|
|     | 人工造林 | 天然更新 | 人工造林 | 天然更新 |
| 更新量 | 60   | 136  | 41   | 140  |

注1) 更新量の実績の数値については、平成18～21年度分は実績数値、平成22年度分は見込み数値である。

ウ 保育量

下刈については、分収造林の伐期延長に伴う実施箇所の減少などにより、計画を下回る実績となった。

つる切・除伐については、森林吸収源対策を推進するために、保育作業を積極的に実施した結果、つる切・除伐については、計画を上回る実績となった。



(単位：面積ha)

|     | 計画  |        | 実績  |        |
|-----|-----|--------|-----|--------|
|     | 下刈  | つる切・除伐 | 下刈  | つる切・除伐 |
| 保育量 | 574 | 208    | 474 | 653    |

注1) 保育量の実績の数値については、平成18～21年度分は実績数値、平成22年度分は見込み数値である。

エ 林道の開設及び改良

林道の開設については、林道以外の路網整備を推進し間伐等の森林整備を積極的に実施した結果、計画を下回る実績となった。

なお、林道の改良については計画量どおりの実績となった。

| 区分 |          | 計画  | 実績  |
|----|----------|-----|-----|
| 開設 | 路線数      | 3   | 3   |
|    | 延長量 (km) | 7.4 | 4.8 |
| 改良 | 路線数      | 2   | 2   |
|    | 延長量 (km) | 1.8 | 1.8 |

注1) 林道の開設の実績の数値については、平成18～21年度分は実績数値、平成22年度分は見込み数値である。また、改良についても同様である。

オ 保護林・緑の回廊

保護林については、希少植物を保護するため保護区域における面積の拡大を図るとともに、指定箇所を隣接箇所と合併したため箇所数が減少することとなった。

緑の回廊については、計画期間中の新たな設定及び廃止はない。

(単位：延長 km、面積 ha)

|     | 前計画期首 |       | 前計画期末 |       |
|-----|-------|-------|-------|-------|
|     | 箇所数   | 面積    | 箇所数   | 面積    |
| 保護林 | 8     | 2,459 | 7     | 2,596 |

(単位：延長 km、面積 ha)

|      | 前計画期首 |       | 前計画期末 |       |
|------|-------|-------|-------|-------|
|      | 延長    | 面積    | 延長    | 面積    |
| 緑の回廊 | 30    | 3,440 | 30    | 3,440 |

### (3) 持続可能な森林経営の実施方向

国有林野の管理経営に当たっては、開かれた「国民の森林」の実現を図り、現世代とともに将来世代へ森林からの恵沢を伝えるため、機能類型区分や森林の適切な整備・保全等による持続可能な森林経営に取り組んでいくこととする。

また、持続可能な森林経営については、日本はモントリオールプロセスに参画しており、この中で国全体としての客観的に評価するための7基準（64指標）が示されている。

当計画区内の国有林野においては、この基準を参考として、次のような森林の取扱い方針に基づいて、各般の取組を推進しているところである。

#### ① 生物多様性の保全

地域の特性に応じた多様な森林生態系を保全していくため、針広混交林等多様な林相の森林を整備及び保全していくとともに、貴重な野生動植物が生息・生育する森林について適切に保護するほか、施業を行う場合でも適切な配慮を行う。

関連する主な取組としては、次のとおりである。

- ・ 人工林の複層林化及び針広混交林化等の多様な森林整備
- ・ 保護林及び緑の回廊の保全
- ・ 希少猛禽類が生息する区域における施業時期への配慮

#### ② 森林生態系の生産力の維持

森林としての生長力を維持し健全な森林を整備していくため、間伐等の適切な実施と伐採後の更新確保による健全な森林の整備とともに、公益的機能の発揮と両立した木材の生産を行う。

関連する主な取組としては、次のとおりである。

- ・ 一定林齢に達した人工林の適切な間伐の推進
- ・ 主伐後の的確な更新のための現況確認及び適切な植栽
- ・ 計画的な伐採量の維持による持続可能な管理経営
- ・ 効率的な木材生産を可能とする路網の整備

#### ③ 森林生態系の健全性と活力の維持

外部環境から受ける影響から森林の劣化を防ぐため、森林病虫害や山火事等から森林を保全するとともに、被害を受けた森林の回復を行う。

関連する主な取組としては、次のとおりである。

- ・ 山火事を防止するための巡視の実施
- ・ 松くい虫防除対策の継続実施
- ・ 松くい虫被害により減少したマツ林の再生
- ・ ナラ枯れ被害対策の実施

#### ④ 土壌及び水資源の保全と維持

降雨に伴う浸食等から森林を守るとともに、森林が育む水源のかん養のため、必要に応じ育成複層林施業や長伐期施業を推進するほか、山地災害により被害を受けた森林の整備復旧を行う。また、森林施業においても裸地化する期間の短縮や尾根筋や沢

沿いでの森林の存置を行う。

関連する主な取組としては、次のとおりである。

- ・ 伐期の長期化により、長期的にみた裸地状態の面積の縮小
- ・ 沢沿い、急斜面等における皆伐の回避
- ・ 伐採跡地の的確な更新の確保
- ・ 下層植生の発達を促すための間伐の推進
- ・ 治山事業の計画的な実施及び災害時における迅速な復旧対策の実施
- ・ 多様な根系の形成を促す複層林施業などの多様な森林づくりの推進

#### ⑤ 地球的炭素循環への森林の寄与の維持

地球温暖化防止対策の一環として、二酸化炭素の吸収源となる森林の健全性を維持するため育成林の整備を推進するとともに、天然生林の保全を行う。また、木材の二酸化炭素の貯蔵庫としての機能を維持促進するため、木材利用を推進する。

関連する主な取組としては、次のとおりである。

- ・ 造林、間伐等の森林整備の推進
- ・ 計画的な木材生産、とりわけ利用間伐の推進

#### ⑥ 社会の要望を満たす長期的・多面的な社会・経済的便益の維持及び増進

国民の森林に対する多様な期待に応えるため、森林が有する多面的機能の効果的な発揮とともに、森林浴や森林ボランティア、環境教育等森林と人とのふれあいの確保のためのフィールドの提供等や森林施業に関する技術開発等に取り組む。

関連する主な取組としては、次のとおりである。

- ・ 機能類型区分に応じた適切な森林の管理経営の実施
- ・ 「ふれあいの森」や「遊々の森」等を森林づくり活動のフィールドとして国民に提供
- ・ レクリエーションの森の利用促進
- ・ 木材の安定的な生産による循環型社会構築への貢献

#### ⑦ 森林の保全と持続可能な経営のための法的、制度的及び経済的枠組

①～⑥に記述した内容を着実に実行し「国民の森林」として管理経営を行うため、国有林野に関連する法律に基づく各計画制度の適切な運用はもとより、管理経営の実施に当たっては、国民の意見を聴きながら進めるとともに、モニタリング等を通じて森林資源の状況を把握する。

関連する主な取組としては、次のとおりである。

- ・ 地域管理経営計画等に基づいた適正な管理経営
- ・ 「国有林モニター」の設置や計画策定に当たっての意見聴取
- ・ 地域管理経営計画策定に向けた地元住民懇談会開催による意見聴取
- ・ 広報誌やHPの充実による情報発信
- ・ 保護林におけるモニタリング調査の実施
- ・ 森林現況の着実な把握

### (4) 政策課題への対応

災害からの流域保全や地球温暖化防止、貴重な森林の保全、木材の安定的な供給等地域から求められる国有林野への期待に応えていくため、次のとおり計画区内での主な個別政策課題へ対応していくことを目標とする。

| 視 点                    | 主な取組目標  |
|------------------------|---|
| <p>森林の公益的機能の発揮</p>     | <p><b>【生物多様性の保全】</b><br/> 「鳥海山植物群落保護林」などの保護林については適切な保護を図るとともに、「鳥海朝日・飯豊吾妻緑の回廊」については針広混交林に誘導するための抜き伐りやモニタリング調査を実施する。</p> <p><b>【森林吸収源対策の推進】</b><br/> 森林吸収源対策を図るため、育成林において、間伐、除伐等の森林整備を積極的に実施する。</p> <p><b>【森林病虫害対策の実施】</b><br/> ナラ枯れ被害対策については、県や市、関係団体での会議等を踏まえて連携を図りながら、適確な防除を行うなど被害拡大の防止に取り組んでいくこととする。</p> <p><b>【地域の安全・安心を確保する治山対策の展開】</b><br/> 人家等保全対象に近接する山地災害の危険がある箇所について、溪間工10箇所、山腹工3箇所、保安林管理道1路線、保安林の整備291haの治山事業を実施する。</p> |
| <p>地域の林業・木材産業への貢献</p>  | <p><b>【木材の安定供給】</b><br/> スギを中心とした木材を供給するための伐採、及び効果的かつ効率的な森林整備を行うための路網整備を計画する。</p> <p><b>【新たな技術の実践・実証】</b><br/> 水林地区の海岸林における天然更新箇所について、今後適正な密度管理を行っていくために、試験区でのデータ収集や分析を行い事業化に向けて検討する。</p>   |
| <p>国民の森林としての国有林の活用</p> | <p><b>【国民参加の森林づくり】</b><br/> 国民が自主的に行う森林整備活動を推進する取組の一環として、「社会貢献の森」として設定された「あきぎんの森」、及び「遊々の森」として設定された「未来へつなぐ森」において、引き続き、必要な助言や技術指導等の支援を実施する。</p> <p>また、「レクリエーションの森」である「桑ノ木台湿原植生自然観察教育林」において、木道等の施設整備を図りつつ、踏み跡により荒廃した湿原植生の回復させるため地域等と連携した保全管理を実施する。水林海岸林等において、松くい虫被害跡地の再生のため、地域ボランティア等と一体となって保全活動等を推進していくこととする。</p>   |

## 2 機能類型に応じた管理経営に関する事項

### (1) 機能類型ごとの管理経営の方向

当計画区の特徴を活かし、森林に対する国民の要請が、国土の保全や水源のかん養に加え、地球温暖化の防止、生物多様性の保全、森林環境教育の推進、森林とのふれあいや国民参加の森林づくり等、公益的機能の発揮に重点を置きつつ、さらに多様化していることを踏まえ、林産物の供給や地域振興への寄与にも配慮するとともに、持続可能な森林経営及び開かれた「国民の森林」の実現に向けた取組を推進していくこととする。

具体的には、森林整備の積極的な推進を図りながら、国有林の地域別の森林計画に定める公益的機能別施業森林の区域との整合に留意し、当計画区の国有林野を国土保全や水源のかん養を目的とする「水土保持林」、貴重な生態系の維持・保存や森林レクリエーション利用等を目的とする「森林と人との共生林」、及び木材を安定的かつ効率的に供給する「資源の循環利用林」の3つに分け、それぞれの目的に応じて次のような管理経営を行うこととする。

#### ① 水土保持林における管理経営の指針とその他水土保持林に関する事項

水土保持林においては、山地災害による人命・施設の被害の防備、気象害による環境悪化の防備又は国民生活に必要な良質で安定した量の水の供給に係る機能を重点的に発揮させるべき国有林野について、それぞれの目的とする機能の維持増進を図るため、適切な間伐の実施や長伐期施業、育成複層林施業等の推進に努め、必要に応じて施設の整備を図る。

具体的には、水土保持林については、国土保全タイプと水源かん養タイプの2つに分けて取り扱うこととする。

また、前計画では、水土保持林15,836ha（国土保全タイプ4,995ha、水源かん養タイプ10,841ha）としていたところ、今回の計画では、下表のとおり前計画と比較して面積の増減はない。

#### ア 国土保全タイプ

国土保全タイプの国有林野については、保全対象や当該森林の現況等を踏まえ、根系や下層植生の発達が良好な森林、樹高が高く遮蔽能力が高い森林等に誘導し又はこれを維持するために必要な管理経営を行うものとする。

#### イ 水源かん養タイプ

水源かん養タイプの国有林野については、流域の特性や当該森林の現況等を踏まえ、根系や下層植生の発達が良好な森林、多様な樹種で構成される森林等に誘導し又はこれを維持するために必要な管理経営を行うものとする。

水土保全林の面積

(単位：ha)

| 区 分 | 国土保全タイプ  | 水源かん養タイプ   | 計          |
|-----|----------|------------|------------|
| 面 積 | 5, 0 0 0 | 1 0, 8 4 1 | 1 5, 8 4 1 |

注) 四捨五入により計が一致しない場合がある。

② 森林と人との共生林における管理経営の指針とその他森林と人との共生林に関する事項

森林と人との共生林においては、貴重な生態系の維持又は国民と森林とのふれあいの場としての利用等に係る機能を重点的に発揮させるべき国有林野について、それぞれの目的とする機能の維持増進を図るため、保護林の保全・管理等に努めるほか、景観、風致等に優れた森林の維持・造成等に努め、必要に応じて施設の整備を図る。

具体的には、森林と人との共生林については、自然維持タイプと森林空間利用タイプの2つに分けて取り扱うこととする。

また、前計画では、森林と人との共生林6, 6 2 4 ha (自然維持タイプ2, 7 5 9 ha、森林空間利用タイプ3, 8 6 5 ha) としていたが、今回の計画では、下表のとおりであり、前計画と比較して面積の増減はない。

ア 自然維持タイプ

自然維持タイプの国有林野については、自然の推移に委ねることを原則として、保護を図るべき森林生態系を構成する野生動植物等の特性に応じ、保全すべき自然環境の維持・形成に必要な管理経営を行うこととする。

なお、貴重な野生動植物の生息・生育に資するために必要な森林、遺伝資源の保存に必要な森林等については、「保護林」に設定し、適切に保全を図ることとする。

イ 森林空間利用タイプ

森林空間利用タイプの国有林野については、保健、文化、教育等様々な利用の形態に応じた管理経営を行うものとし、具体的には、景観の向上やレクリエーション利用を考慮した森林の整備を行い、必要に応じて遊歩道等の施設の整備を行うこととする。

なお、国民の保健・文化的利用に供するための施設又は森林の整備を積極的に行うことが適当と認められる国有林野については、「レクリエーションの森」として選定する。既存の「レクリエーションの森」については、施設の老朽化や利用者のニーズ等の変化を踏まえ、リフレッシュ対策を実施していくとともに、利用が著しく低位にあるものや今後の維持管理等が見通し難しいものについては、地元自治体をはじめ幅広い地域関係者等の意見を充分勘案し、必要に応じて廃止を含めた見直しを図ることとする。

森林と人との共生林の面積

(単位：ha)

| 区 分 | 自然維持タイプ  |          | 森林空間利用タイプ |                   | 合 計      |
|-----|----------|----------|-----------|-------------------|----------|
|     |          | うち、保護林   |           | うち、<br>レクリエーションの森 |          |
| 面 積 | 2, 8 9 6 | 2, 5 9 6 | 3, 7 2 1  | 1, 1 8 0          | 6, 6 1 7 |

注) 四捨五入により計が一致しない場合がある。

③ 資源の循環利用林における管理経営の指針その他資源の循環利用林に関する事項

資源の循環利用林については、林業等の生産活動の場の提供に係る機能を発揮させるべき国有林野について、森林の健全性を維持しつつ、環境に対する負荷が少ない素材である木材の効率的な生産、多様化する木材需要に応じた林木の育成に努め、木材資源の充実等を図る。

資源の循環利用林については、公益的機能の発揮に留意しつつ、生産目標に応じた木材の効率的な生産等それぞれの利用形態に応じた管理経営を行うものとする。

また、前計画では、資源の循環利用林462haとしていたところ、今回の計画では、下表のとおり前計画と比較して面積の増減はない。

資源の循環利用林の面積

(単位：ha)

| 区 分 | 林業生産活動の対象 | その他生産活動の対象 | 計     |
|-----|-----------|------------|-------|
| 面 積 | 4 6 0     | 2          | 4 6 2 |

注) 四捨五入により計が一致しない場合がある。

(2) 地域ごとの機能類型の方向

当計画区は、次の地区に大別され、地区ごとに重点的に行うべき管理経営は次のとおりである。

① 本荘地区 ( 1-I ~ 18, 21 ~ 27, 29 ~ 59, 71 ~ 73 林班)

当地区は笹森山や高尾山等のスギ人工林を主とする丘陵地域と、クロマツの海岸林を主とする日本海沿岸地域からなっている。丘陵地域は比較的積雪が少なく、スギ人工林となっているが、水源かん養保安林に指定されており、下流域に農耕地が広がっていることから、水源かん養機能を発揮させるため、主として水土保持林に区分して管理経営を行うこととする。また、日本海沿岸地域のクロマツ海岸林は飛砂防備保安林に指定されており、地域社会を守る森林として重要な役割が期待されていることから、主として水土保持林に区分して管理経営を行うこととする。なお、日本海沿岸地域の内陸側は由利本荘市街地に隣接し、総合スポーツ公園があり、市民の野外レクリエーションや森林浴の場になっていることから、森林と人との共生林に区分して管理経営を行うこととする。

② 象潟地区（60～70 林班）

当地区は鳥海山麓一帯のブナを主とする天然林からなっており、鳥海国定公園に指定されている。

ブナ林が広がり、大小の転石湧水地、湿地があるなど景観に優れている地域が鳥海自然休養林に選定され、保健休養の場として多くの人々に利用されているほか、鳥海山植物群落保護林、獅子ヶ鼻湿原植物群落保護林、鳥海コメツガ植物群落保護林が指定されており、貴重な自然環境の保全など保健文化機能を発揮させるため、主として森林と人との共生林に区分して管理経営を行うこととする。

また当地区の中流部以下については、水源かん養保安林に指定されており、その周辺に大潟溜池、扇谷地溜池等が広がっていることから、水源かん養、水質保全機能の発揮が期待されているため、水土保持林に区分して管理経営を行うこととする。

③ 矢島地区（1034～1075, 1077, 1078 林班）

当地区は鳥海山麓地域のブナを主とする天然林と、その周辺の丘陵地域のスギ人工林からなっている。

鳥海山麓地域は、眺望に優れ古くから登山などの入込み者が多く、鳥海国定公園に指定されており、また鳥海自然休養林や桑ノ木台湿原植生自然観察教育林が選定され、広くレクリエーションに利用されているほか、鳥海ムラスギ林木遺伝資源保存林、鳥海山植物群落保護林、法体の滝特定地理等保護林が指定されており、自然環境の保全等保健文化機能を発揮させるため、森林と人との共生林に区分して管理経営を行うこととする。

また、鳥海山周辺の遠上山から朝日森に至る丘陵地域は、水源かん養保安林に指定されており、下流域に農耕地が広がっていることから、水源かん養機能の発揮が期待されているため、水土保持林に区分して管理経営を行うこととする。

④ 笹子地区（1001～1033 林班）

当地区は、萱森、丁岳から、観音森に至る一帯と、大森山から甌山、大仙山を通過して姥井戸山に至る一帯であり、ブナを主とする天然林及びスギ人工林からなっている。丁岳、甌山、大仙山をはじめとした当地区の山麓一帯が水源かん養保安林に指定されており、下流域に集落や農耕地が広がっているため、水源かん養機能の発揮が期待されていることから、主として水土保持林に区分して管理経営を行うこととする。

### 3 流域管理システムの推進に必要な事項

国有林野の管理経営に当たっては、流域を単位として民有林・国有林が連携して森林の整備等を行う流域管理システムの下で、流域の課題やニーズの的確な把握、林業事業者の育成、下流域との連携等について取り組んでいくことが必要である。

このため、流域管理システムの推進に向けて、引き続き、国有林野事業流域管理推進アクションプログラムの実施等により、先導的・積極的に取り組むこととする。

① 流域ニーズの的確な把握

子吉川流域林業活性化センターにより策定された流域森林・林業活性化実施計画を推進するとともに、松くい虫被害対策連絡協議会をはじめとした林業関係機関・団体



等との各種会合等において、クロマツ等の海岸林の保全、スギの銘柄化・域内消費の推進、路網の整備等をはじめとする森林整備の課題や要請を的確に把握し、流域の特色ある事業運営に活かしていくよう努めることとする。

## ② 国有林の情報、技術、フィールドの提供

鳥海国立公園、鳥海自然休養林等の森林レクリエーション、保健休養の場の提供、また、水土保全モデル林、施業指標林等の各種森林情報をはじめとする展示林的なフィールドを活用して、国有林野における管理経営や森林整備技術についての情報を積極的に提供する。

また、高性能林業機械等の利用や列状間伐、計画的な路網の整備等による効率的・効果的な間伐に取り組むとともに、技術指導や研修に必要なフィールドを提供し、秋田県、秋田県林業労働力確保支援センター等と連携した森林施業技術検討会の実施等により林業技術の向上等に努める。

特に、子吉川流域林業活性化センター等と連携して、現地検討会等を実施するなどして、間伐等における木材生産の低コスト化に取り組む。

## ③ 民有林・国有林一体となった取組

地域の重要な財産である海岸松林の再生・保全について、地域の合意形成を図りながら、徹底した松くい虫の防除等の実施に努める。

また、地域材の銘柄化や森林吸収源対策のための間伐の推進に向け、共同施業団地の設定等により、木材の安定供給に加え、土木工事等への木材利用、木質バイオマスエネルギーへの利用等を図るとともに、間伐、路網の整備など、民・国が一体となった取組の推進に努めることとする。

さらに、森林の適切な保全管理、林産物の生産コストの低減、作業環境の向上等に資するため、民有林関係者との情報交換を密に行うことにより、民有林林道計画等との調整を図り、合理的な路網整備に努めることとする。

## ④ 林業事業体の育成

森林整備を行う事業体に対しては、事業の早期発注、年間の事業発注見通しの情報提供など、計画的な発注に努めるとともに、安定的な雇用の確保にも資することとする。

また、発注者の立場からの技術指導、労働安全衛生の確保についての指導等に努め、森林吸収源対策等の森林整備を担う林業事業体の育成を図ることとする。

## ⑤ 下流域との連携

森林浴や自然観察等森林とのふれあいの場の提供等を通じて、下流域住民、利水者等に対して森林の働き、森林・林業の役割等の情報を分かりやすく提供し、森林・林業に対する理解の醸成に努めるとともに、流域関係者自らが行う水源林整備等のフィールド及び技術を提供する。

特に、地域住民に国有林野事業への理解を深めてもらうため由利本荘市と締結した水林地区生活環境保全林「水林出会い・ふれあいの森」を、地域密着型国有林のPRや普及啓発活動、及び川下の地域社会との連携の場として有効活用することとする。

#### 4 主要事業の実施に関する事項

伐採、造林等の実施行為は民間委託により進めており、今後も計画的・安定的な事業の発注に努めることとする。

間伐については、地球温暖化防止に係る森林吸収源対策を着実に実行するため、実施箇所の団地化や低コスト路網整備、列状間伐の実施・拡大、収穫調査の簡素化等を積極的に行い、トータルコストの縮減に努めることとする。

当計画期間における伐採、更新、保育、林道の開設及び改良の総量は以下のとおりである。

##### ① 伐採総量

(単位：m<sup>3</sup>)

| 区分 | 主 伐    | 間 伐                | 計                  |
|----|--------|--------------------|--------------------|
| 計  | 67,540 | 160,960<br>(1,928) | 228,500<br>(1,928) |

注1) ( ) は、間伐面積 (単位：ha) である。

注2) 四捨五入により計が一致しない場合がある。

##### ② 更新総量

(単位：ha)

| 区分 | 人工造林 | 天然更新 | 計   |
|----|------|------|-----|
| 計  | 65   | 49   | 114 |

注) 四捨五入により計が一致しない場合がある。

##### ③ 保育総量

(単位：ha)

| 区分 | 下 刈 | つる切・除伐 | 計   |
|----|-----|--------|-----|
| 計  | 109 | 313    | 422 |

注) 四捨五入により計が一致しない場合がある。

##### ④ 林道の開設及び改良総量

| 区分 | 開 設 |         | 改 良 |         |
|----|-----|---------|-----|---------|
|    | 路線数 | 延長量 (m) | 箇所数 | 延長量 (m) |
| 計  | 10  | 14,590  | —   | —       |

注) 四捨五入により計が一致しない場合がある。

## 5 その他必要な事項

### ① 地球温暖化防止対策の推進

国産材の利用を一体的に推進する森林・木質資源を活用した新たな循環型システムの普及・啓発に取り組むこととし、特に間伐を積極的かつ着実に実施することとする。

また、林道工事や治山工事での間伐材の利用等、国有林野事業として木材の利用促進に取り組むとともに、木材利用についての国民への啓発に努めることとする。

また、平成22年10月1日に施行された「公共建築物等における木材の利用の促進に関する法律」の趣旨を踏まえて、会議等の場を通じて公共建築物へ木材の利用の促進を働きかけることとする。

### ② 生物多様性の保全

国有林野が奥地脊梁山脈から里山まで所在し、生物多様性の保全上重要な役割を担っていることを考慮し、原生的な天然林や貴重な野生動植物が生息・生育する森林について厳格な保全・管理を行う保護林において、引き続き、適切な保全・管理を行うこととする。

また、それ以外の森林においても、適切な間伐の実施、針広混交林化、複層林化、長伐期化や里山等の積極的な整備など、地域の森林の現況に基づき、多様で健全な森林の整備・保全を推進することにより生物多様性の保全に寄与することとする。

さらに、自然災害等により劣化した森林の再生・復元、野生鳥獣との共存に向けた森林整備に取り組むほか、地域やボランティア、NPO等と協働・連携した森林管理を推進することとする。

特に、自然観察教育林に指定されている桑ノ木台湿原において、木道等の施設整備を図りつつ、踏み跡により荒廃した湿原植生の回復させるため地域等と連携した保全管理を行うこととする。

## II 国有林野の維持及び保存に関する事項

### 1 巡視に関する事項

#### (1) 山火事防止等の森林保全巡視

森林巡視を着実に実施することにより、山火事及び廃棄物の不法投棄の未然防止、森林病虫獣害の早期発見・防除、高山植物の保護、保安林の適切な管理等の保全管理に努める。また、保全管理の実施に当たっては、地元住民、地方公共団体、ボランティア、NPO等との連携を図り、入林者への山火事防止や不法投棄防止意識の啓発等に努めることとする。

併せて、巡視活動の展開により風水害による山地崩壊、倒木、林道等の施設の災害防止、あるいは早期発見に努めることとする。

#### (2) 境界の保全管理

境界の適切な保全管理は、国有林野の管理経営の基礎となるものであることから、境界識類の確認、境界の巡視、不明標の復元を計画的に行い、境界の保全管理に努めるこ

ととする。

また、境界の侵害を受けている箇所については、当事者と疎通を図り早期解決に努めることとする。

特に、都市近郊に所在する国有林野については、権限が未設定での占有使用やゴミの不法投棄等が生ずるおそれがあることから、随時、経常業務の遂行と並行して保全巡視に努めることとする。

また、海岸林等の国有林野へのゴミ等の不法投棄について、注意看板の設置やクリーンアップ活動などの啓発活動に努めることとする。

## 2 森林病害虫の駆除又はそのまん延の防止に関する事項

日常の森林保全巡視及び県、市町村等からの情報を得ながら森林病害虫の監視に努める。なお、松くい虫被害については、平成13年度をピークに減少傾向にあるものの、森林病害虫等防除法に基づく高度公益機能森林、被害拡大防止森林の区域指定及び防除計画等に基づき、伐倒駆除等により被害のまん延防止に努めるとともに、被害対策の実施に当たっては、県、市町村及び地域のボランティア団体等との連絡を密にし、民有林と一体となった効果的な対策を行うよう努めることとする。

また、近年山形県庄内地方及び最上地方で拡大しているカシノナガキクイムシが媒介するナラ菌が引き起こすナラ枯れ被害について、侵入に備え、県、市町村との連絡を密にし、日常の監視の中で留意することとする。

## 3 特に保護を図るべき森林に関する事項

### (1) 保護林

当計画区は鳥海山を中心に貴重な自然環境としての天然林等が多数存在するため、適切に保護を図っていくこととする。また、要請に応じ、大学や試験研究機関の学術研究フィールドとして提供するなど、積極的な情報提供に努める。なお、入林者の影響等による植生の荒廃の防止、回復のための措置が必要な箇所については、標識の設置、歩道の整備等に努め、学習の場等として多くの国民が利用できるよう努めるものとする。

| 種 類         | 箇所数 | 面積 (ha)  |
|-------------|-----|----------|
| 森林生態系保護地域   | —   | —        |
| 森林生物遺伝資源保存林 | —   | —        |
| 林木遺伝資源保存林   | 1   | 1 3      |
| 植物群落保護林     | 5   | 2, 5 7 8 |
| 特定動物生息地保護林  | —   | —        |
| 特定地理等保護林    | 1   | 5        |
| 郷土の森        | —   | —        |
| 総 数         | 7   | 2, 5 9 6 |

### (2) 緑の回廊

「鳥海朝日・飯豊吾妻緑の回廊」は、関東森林管理局と連携し、山形県を一巡する形で奥羽山脈緑の回廊の神室山から鳥海山、月山、朝日山地、飯豊山、吾妻山を経由し、

蔵王山に至るまで約2kmの幅で延長約260kmにわたって設定しており、このうち当計画区では約30kmを設定している。

緑の回廊においては、将来的に多様な樹種や複数の樹冠層からなる天然林を指向することとし、照度及び採餌空間の確保等、野生動植物の生息・生育環境の整備を図る観点から、今後とも針広混交林に誘導するための抜き伐り等に努めるとともに、モニタリング調査を実施し、民有林関係者とも連携しつつ、質的充実に努めることとする。

| 名 称       | 延長 (km) | 面積 (ha) |
|-----------|---------|---------|
| 鳥海朝日・飯豊吾妻 | 30      | 3,440   |

注) 数値は、当計画区に係るもののみである。

#### 4 その他必要な事項

##### (1) 水辺の整備

水質の保全や野生動植物の生息・生育環境の整備に資する観点から、防災面にも配慮しつつ、溪流沿い等の水辺に保護樹帯等を効果的に配置していくこととする。

##### (2) 希少な野生動植物の保護

イヌワシ、クマタカ等の希少な野生生物については、必要に応じて専門家等の協力を得ながら、森林の各種機能の発揮との調整を図りつつ、その保護に努めることとする。

特に、市街地周辺に生息するオオタカについて、地域住民・団体等と連携を図りながら、生息や繁殖に影響が生じないように近隣の国有林の伐採時期について配慮することとする。

##### (3) 野生動物との共生及び被害対策

ツキノワグマ、カモシカなどとの共生及び被害対策については、森林施業を計画的に実施していく中で、野生動物の移動経路等の生息環境を維持していくよう配慮するとともに、県・市町村等からの情報を得ながら日常の森林保全巡視において森林に対する獣害の監視に努める。

##### (4) その他

「森林と人との共生林」については、地域住民、ボランティア、NPO等とも連携を図りながら、生物多様性保全の視点も踏まえつつ、希少種の保護や移入種の侵入防止等に努めることとする。

### Ⅲ 林産物の供給に関する事項

#### 1 木材の安定的な取引関係の確立に関する事項

本計画区においては、スギ等人工林の資源状況を踏まえ、主伐・間伐を通じて生産されるスギ等の素材及び立木の安定的・持続的な供給に努める。

さらに、需要や販路の拡大を図る観点から、製材品需要者も視野に入れた協定に基づく長期的・安定的な販売の推進に努め、木材の生産・流通・加工の担い手の育成整備に資することとする。

## 2 その他必要な事項

公共関連工事や施設での木材の利用を進めるため、治山・林道工事等において、木材の特質を考慮しつつ法面保護工、治山ダム等に間伐材等を積極的に利用するとともに、庁舎等施設を新築する場合は木造化・木質化を積極的に推進するなど、木材の利用促進に取り組むこととする。

また、地方公共団体等の関係機関と間伐材等木材需要についての情報交換を進めるとともに、林業・木材産業関係者と連携しつつ、木材利用の推進に寄与することとする。

## IV 国有林野の活用に関する事項

### 1 国有林野の活用の推進方針

国有林野の活用に当たっては、当計画区の自然的、社会・経済的な特色を踏まえつつ、住民の意向等を考慮して、公用・公共用・公益事業の用に供する活用、都市と農山漁村の交流の促進、公衆の保健のための活用等地域における産業の振興や住民の福祉の向上に資するよう努めるものとする。

### 2 国有林野の活用の具体的手法

国有林野の活用については、公益的機能の発揮、木材生産機能の確保等との調整を図りつつ取り組む。

また、県及び市町村との連携を密にし、公用・公共用等のための活用に資するとともに、不要地、余剰地については広く情報を公開するため、林野・土地売払い情報公開窓口及びインターネットを活用し、情報の提供と需要探索に努める。

なお、海岸地域における風力発電施設設置の要望については、クリーンエネルギーの産出に寄与するという観点から、各種法律等を踏まえ、関係機関との連絡を密に行いながら調整を進めていくこととする。

### 3 その他必要な事項

特になし。

## V 国民の参加による森林の整備に関する事項

### 1 国民参加の森林に関する事項

国民が自主的に行う森林整備活動を推進するため、国民参加の森林として設定する「社会貢献の森」を、下表のとおり協定締結していることから、引き続き、これらの森林づくりの活動に対して、必要な助言、技術指導等の支援を行うとともに、地方公共団体、緑化関係団体等と連携し、円滑な活動の実施に努めることとする。

その他、由利本荘市と締結している水林地区生活環境保全林の維持管理に関する協定のよう、地域住民の、親しみをもち森林整備や保全活動に参加したいといった要請等に

対応した協定の締結等、国民の要請に対応したフィールドの提供や、森林管理署との協定の締結等、多様な取組に努めるものとする。

#### 社会貢献の森

| 名 称（市町村）          | 位 置（林小班）               | 面 積（ha） |
|-------------------|------------------------|---------|
| あきぎんの森<br>（由利本荘市） | 由利森林管理署<br>（水林国有林57こ内） | 0.77    |

## 2 分収林に関する事項

国有林野の所在する地域の振興と国民参加による森林整備、緑化思想の普及のため、地域のみならず都市部の住民にも広く働きかけ、国民自らが森林資源の造成や地球環境の保全・形成に参画できる制度として推進することとする。

特に、企業や団体などに対しては、業種の枠にとらわれない社会貢献活動の一環として、森林資源の造成や環境保全に資する森林育成に参画を求め、分収林事業（「法人の森」）を積極的に推進することとする。

## 3 その他必要な事項

### （1）森林環境教育の推進

学校、地方公共団体、企業、ボランティア、NPO、地域の森林所有者や森林組合等の民有林関係者等、多様な主体と連携しつつ森林環境教育の推進を図ることとし、学校等が国有林野で体験活動等を実施するための「遊々の森」や学校分収造林の活用、森林管理局・森林管理署等による林業体験や森林教室等の体験活動、森林の有する多面的な機能に関する普及啓発の実施、指導者の派遣や紹介、森林環境教育に適したフィールドの情報提供等の取組を推進することとする。

なお、国有林野を活用し体験活動を実施する「遊々の森」を、下表のとおり協定締結していることから、引き続き、フィールド及び情報を提供することとする。

その際、森林管理署に設置した森林・林業・木材に関する相談窓口である「緑づくり支援窓口」の機能充実に努め、教職員やボランティアのリーダー等に対する普及啓発や技術指導、森林環境教育のプログラムや教材の提供、波及効果が期待される取組を積極的に推進するとともに、農山漁村における体験活動とも連携した取組を推進することとする。

特に、地域住民を対象とした森林環境教育として森林林業に係わる実際の現場で理解を深めていただくとともに、森林講座等により地域と森林の関わりを学ぶ取組を推進していくこととする。

## 遊々の森

| 名 称 (市町村)          | 位 置 (林小班)   | 面 積 (ha) |
|--------------------|---|----------|
| 未来へつなぐ森<br>(由利本荘市) | 由利森林管理署 水林国有林<br>(57よ、つ、ね、な、ら、む、<br>の、お、た、た1、う、く、や、や<br>1～や4) | 14.53    |

### (2) 森林の整備・保全等への国民参加

NPO等が行う自主的な森林整備等へのフィールドの提供や必要な技術指導を行うなど、国民による国有林野の積極的な利用を推進することとし、森林整備や保全活動の要請に対応したNPO等と森林管理署等との協定の締結等、多様な取組に努めるものとする。

特に、水林海岸林等において、松くい虫被害跡地の再生のため、地域ボランティア等と一体となって保全活動等を推進していくこととする。

### (3) 地域住民や関係機関と連携した取組

秋田県、市町村、秋田県林業労働力確保支援センター、林業関係団体等と連携し、低コスト作業路及び列状間伐の推進、ナラ枯れ被害地に対する防除体制の確立等、民有林と一体となった取組に努めるものとする。

また、地域における課題を取り上げる地域発案システムにおいて、管内で関心が高まっている事項を取り上げ、地域住民や関係機関が参加して意見交換をする場を設け、課題の解決策を検討する。

特に、ナラ枯れ被害対策については、県や市、関係団体との会議等を踏まえて連携を図りながら、駆除するなど被害拡大の防止に取り組んでいくこととする。

### (4) 地域に根ざした自主的な取組の推進

「国民の森林」の実現に向けて、公益的機能の維持増進を旨とする管理経営や地域振興への寄与等の一層の推進を図るため、森林管理署が地域の特性を踏まえた自主的な取組を提案し、地域住民、地方公共団体、ボランティア、NPO等と連携しつつ推進することとする。

また、地域で開かれる森林環境教育活動への協力等を通じ、森林・林業に関する情報・サービスの提供に努めるほか、インターネット等各種メディアを活用し、幅広い情報の発信を行うこととする。

### (5) 双方向の情報受発信

国有林モニターの活用等により、国有林野事業の活動全般について国民の意見を聴くなど、国民と国有林との双方向の情報・意見の交換を図ることにより、国民の要望の的確な把握や、これを反映した管理経営の推進等の対話型の取組を進め、国有林野事業に対する幅広い理解と支援を得るよう努めることとする。



## VI その他国有林野の管理経営に関し必要な事項

### 1 林業技術の開発、指導及び普及に関する事項

当計画区内の国有林野を試験研究機関等に対し、調査用フィールドとして提供するとともに、計画区内に設置されている試験地等を活用し技術交流を図るなど、民有林との連携強化に努める。

また、低コスト作業システムに関する研修会等を実施することとする。

特に、水林地区の海岸林におけるクロマツ天然更新箇所について、今後適正な密度管理を行っていくために試験区でのデータ収集や分析を行いつつ、事業化に向けて検討していくこととする。

### 2 地域の振興に関する事項

森林の整備や林産物の販売、国有林野の活用、森林空間の総合利用など、国有林野の諸活動と国有林野の多様な利活用を通じて、地域産業の振興、住民の福祉の向上等に寄与するよう努めることとする。

具体的には、鳥海自然休養林等における環境整備等により森林レクリエーション等の場として、関係行政機関等と連携して利用促進を図ることで地域振興に寄与する。

また、子吉川流域はスギ主体の林業地域であり、計画的、安定的な木材販売を通して地域産業の振興を図る。

### 3 その他必要な事項

特になし。